

## 紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(1)

著者	越後 和典
雑誌名	関西大学経済論集
巻	7
号	7
ページ	595-623
発行年	1958-01-10
その他のタイトル	Growth of Cartel and Trust in Japanese Cotton Spinning Industry
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/15642">http://hdl.handle.net/10112/15642</a>

# 紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(二)

越 後 和 典

## 目 次

### 分析視角

- 第一、紡績業の確立過程―カルテル形成過程
- A、確立過程―カルテル形成過程の一般的展望・紡績聯合会の性格
- B、紡績聯合会活動の展開過程―紡績業確立過程の分析
- C、紡績聯合会活動の展開過程―カルテル的独占成熟過程の分析(以上本号)
- 第二、紡績業における独占資本の本格的確立過程―ト

## 分 析 視 角

日本における独占・金融資本主義の成立、帝國主義転化の過程は、明治三〇―四〇年頃確立された産業資本の相互の競争が絶頂に達し、その競争の全面的展開のうちに漸次進行していったという性格のものではなく、むしろ産業資本の確立過程が同時に金融資本としての構成をとる過程、その帝國主義転化過程としての性格を帯びるものと紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(越後)

ラスト確立・コンツェルンの發展過程

- A、トラスト形成・確立の一般的展望―企業集中の展開・その形態
- B、カルテル機能の変化―トラストの補強手段としての役割確立・その強化
- C、トラストのコンツェルンの發展―多角経営進出
- D、商品・資本の輸出、原料対策―大陸進出
- E、小括―独占利潤の分析

以上

して規定されること。従つて独占・金融資本はその第一階梯的・端初的な形態においては、すでに早くも産業資本の確立の頃に成立したと考えられること。<sup>(1)</sup>このことは戦前からの学界のほぼ通説ともいうべき見解であつた。<sup>(2)</sup>

ところでこの同じ通説は、産業資本確立過程<sup>(3)</sup>||金融資本成立過程・帝国主義転化過程としてとらえた、いわゆる端初的帝国主義の成立（指標<sup>(3)</sup>||鉄道国有）とは別に、いま一つ第一次大戦中、ことに軍需工業動員法に表現された第二階梯的・本格的形態における金融資本の確立を規定する。<sup>(4)</sup>

しかし、なぜ前者が第一階梯的・端初的な成立を意味し、後者が第二階梯的・本格的確立を意味するか、その理論的・実証的根拠は、かならずしも明確ではない。

これを明かにし、日本における独占・金融資本の確立、帝国主義転化の時期と、この期における特質を明確に規定するためには、戦後なされてきたような政治的側面における研究にとどまらず、<sup>(5)</sup>経済的側面からの主要工業、とりわけ重・化学工業における独占形成過程の具体的分析、銀行資本の独占化過程およびその役割の分析を基礎とし、その総括的成果をもつて臨まなければならぬであらう。

本稿はこうした作業遂行上の一環として、さしあたり、綿糸紡績業の独占形成過程を対象としたものである。ここに斯業をこの作業遂行上の一環としてとり上げた理由は、斯業が産業資本確立過程<sup>(6)</sup>||帝国主義転化過程において、消費資料生産部門を主導したのみならず、当時機械制大工業としての特質を具有する本邦最大の産業部門であり、かつその帝国主義転化の過程において最大のインタレストをもつていた事実（詳細本文）に着目するからである。

これらの点に注目するとき、斯業の確立過程<sup>(6)</sup>||独占化過程と、その後の本格的独占資本確立過程における、独占

の性格、形態を具体的に規定し、その相異を明確ならしめることは、重・化学工業部面におけるそれと比較・総括する上述の作業遂行の上に、重要な資料を提供することになると考えられる。

このような意図をもつて斯業の独占化過程を考察する本稿の編別構成は二段にわかれるが、第一段における考察の力点は、斯業の確立過程が独占化過程としての性格を併せもつ根拠を明かにし、独占の形態を紡績聯合会⇨早期カルテルに求めつつ、その性格と活動の態様を分析することにおかれる。第二段の焦点は、この過程が独占の本格的確立といわれる所以を明かにするため、その根拠を新たな独占形態⇨トラストの形成・発展に求めつつ、そのトラストの性格分析を紡績聯合会の機能変化、その他との関連において遂行することに向けられる。

註(1) 山田盛太郎「日本資本主義分析」序言一頁。一六一頁。

(2) 平野義太郎「日本資本主義社会の機構」附年表は「端初的帝国主義成立」として一九〇六年をとる。もちろん井上清「日本の軍国主義Ⅱ」の一九〇〇年説、守屋典郎「日本資本主義発達史」のいわば一九〇五年説のごとく、帝国主義の成立期の正確な時期を規定することに関しては異説が存するが、それらはいずれも、日清・日露戦争の頃、すなわち産業資本確立期において問題にしている点、共通したものがあると考えられる。なおこの点については藤井松一「日露戦争と日本帝国主義の確立」を参照のこと。

(3) 山田盛太郎・前掲書一〇一頁。なお鉄道国有についての注目すべき見解としては安藤良雄の論文「資本主義の発展」、「国家資本及び国家独占資本主義の発達」があげられる。

(4) 山田盛太郎・前掲書同頁。

(5) たとえば江口朴郎「日本帝国主義成立の国際契機」等。因みに氏の帝国主義把握の方法には問題があるように考えられる。

(6) 周知のように日本の場合、工業発展は日露戦争までは紡績業、その後は電力によつて代表される。なお明治三十五年全工業会社に対する綿紡績業の比重は、社数では約二〇％にすぎないが、払込資本金では約二〇％をしめ、資本制大企業としての代表的地位を想像せしめる。因みに三菱経済研究所「綿と化繊の産業構造」三〇―三二頁参照。

紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(越後)

## 第一 紡績業の確立過程Ⅱカルテル形成過程

### A 確立過程Ⅱカルテル形成過程の一般的展望・紡績聯合会の性格

(a) 一般的展望。日本紡績業の確立過程は周知のごとく、一面、在来の手工的紡績征服の過程として、他面、外国紡績業との抗争過程として現われ、前者は日清戦争を境として完成される。後者については明治二三(一八九〇)年の綿糸内地生産高の輸出高凌駕(前者の後者に対する割合は一三四%Ⅰ第一指標)、明治三〇(一八九七)年の綿糸輸出高の輸入高凌駕(前者の後者に対する割合は二五七%Ⅱ第二指標)がその指標になるが、斯業が一応の展開を遂げ確立の時点に達するのは、明治三十年前後であると考えられる。

大阪紡績会社の成立(明治一五年)を嚆矢とし、明治一九(一八八六)年を劃期として斯業では民間企業の勃興期を迎える。すなわち同年から日清戦争にいたる七年間に、紡績会社数は二倍強へ、錘数は七倍強の増加を示し、明治二七(一八九四)年には四五社・五三万錘を算するにいたつた。経営形態も個人経営から会社組織に進み、紡績会社の織布兼営もその緒についた。技術的にも紡機はミュール式からリング式へ、動力は水力から蒸気へと漸次転換をとげ、経営単位も一社平均一二、〇〇〇錘に達し、かくて大規模工業としての相貌をあらわした。

なお山田盛太郎氏は前述第一指標をもつて斯業確立の、第二指標をもつてその興隆の指標とされるが、日清戦争前においては、斯業はいまだ勃興期にあり、その最重要な課題は依然として輸入糸の駆逐Ⅱ国内市場確立にあつた。二三年には輸入糸はまだ国内生産高に比敵するほどの量をしめているのである。また当時輸入糸は急速に減少しつつあつたとはいえ、それは印度糸において著しく、二〇番手以上の細糸たる英国糸の駆逐は遅々として進んでいな

いことに注意すべきである。<sup>(7)</sup> さらにこの段階では資本家経営の基礎もいまだ確立されていない。これが確立されるためには、労働者を資本の自由な支配の下に、おさうるようにならねばならぬが、たとえば当時の最大規模企業たる鐘淵紡では職工不足による不安定、および技術の未熟練によつて生産能率があがらず、経営困難におちいり、三井にこれが救済を仰いでいるほどである。<sup>(8)</sup> また原料にしても後述のごとく原棉の自由な輸入確保がなされねばならぬが、それは棉花輸入関税撤廃(一九一九年)を前提とした。かくて三〇年頃をもつて拙稿では斯業の確立の頃と規定したい。ちなみに斯業の確立がその輸出高の輸入高凌駕(第二指標)と期を一にして現われるのは、日本紡績業の、さらには日本資本主義の国内市場狭隘性<sup>(9)</sup> 国外市場の重要性を示すものとして、すでに先学によつて明かにされたところである。

さてかかる斯業の確立過程は同時に、紡績联合会(以下紡聯と称す)の形成、そのカルテル性格の成熟過程として顕現する。

いまだ僅に十三工場と、鍾數二八、二〇四鍾を算するにすぎなかつた明治十五(一八八二)年、紡績資本は政府直轄の愛知紡績所長、岡田令高氏の提唱により「紡績联合会」を結成するにいたつたが、この団体は職工争奪の問題に関連し、二一(一八八八)年「大日本綿糸紡績联合会」として改組・強化され、さらに二三年日本資本主義の最初の恐慌を契機として、操業短縮<sup>||</sup>生産制限を行い、同時に早くも中国市場に進出を策し、カルテルの力によるダンピングをもつて市場問題の解決を企図するにいたつている。

また紡聯は棉花輸入・綿糸輸出関税撤廃の運動にたち上り、二七(一八九四)年、従価五分の綿糸輸出関税の撤廃、二九(一八九六)年、棉花輸入関税撤廃を獲得し、また日本郵船会社と結んで印棉積取を開始(二六年)し、ここに

紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(越後)

与えられた運賃割戻をもつて輸出奨励金の財源となし、もつて資本をして国内及び大陸におけるボンベイ糸との競争角逐を可能ならしめる条件をえしめるのである。（以上の詳細次項以下参照）

かかる一連の紡聯活動の展開と対応しつつ前述の斯業の確立過程は進行した。と同時に紡聯活動の展開はそのカルテル的性格の発現、その成熟の過程でもあつた。ここに斯業の確立過程が同時にそのカルテル的独占の成熟過程としての意義をもつのであるが、以下において紡聯の性格、その活動の具体的分析を通じてこの過程を明かにしたい。

(b) 初発における紡績業の性格と紡聯成立の根拠。紡聯の活動形態を明かにするためにはその基本的な性格をあらかじめ規定しておかねばならぬが、さらにそのためにはその成立の根拠が明白にされねばならぬ。しかもそれは初発における斯業の性格のなかに求められなければならない。

ところで初発における斯業は次の二点において注目すべき特質をもっている。第一はその後進性のゆえに斯業そのものが、明治政府によつて「上から」創出・保護されねばならなかつたことであり、第二は、明治政府の創出・保護にもかかわらず、関税自主権の欠如によつて保護関税政策による保護は望むことができなかつたという点である。

まず第一点から検討しよう。日本における機械紡績業の濫觴に藩営・民間・明治政府の直営または直接的保護によるもの、という三つの形態が存することは日本綿業史の通説的見解に属するが、その嚆矢、鹿児島紡績所が薩摩藩の藩営であつたこと、民間企業の先駆をなした鹿島万平の滝ノ川紡績所が幕府の勸奨に基き計画され、明治政府の下で民部省通省司の手厚い保護のもとで開業（明治五年）された事実は、すでにその初発第一歩において、斯業の性

格を特徴づけるものであつた。さらに明治十四（一八八一）年「民間企業誘発の目的」をもつて設立された愛知・広島二官督模範工場、明治十二（一八七九）年士族授産金を利用し約二三十万円を支出して民間に払下げられた二、〇〇〇錘紡機をもつて発足したいわゆる「十基紡」、桑原・宮城・名古屋の三紡績所に対する紡機輸入代金の立替替等、いずれも明治政府による家父長的育成と離れ難く結びついていることを示すものである。<sup>(11)</sup>

いうまでもなく、かかる政府による斯業の創出・育成の直接的契機をなしたものは、明治年代の開始とともに、広汎に国内の在来綿業を襲つた輸入綿関係品の脅威にあつた。「将来日本の膏血を絞るものは実にこのものなり」と断じた島津齋彬の予言は的中し、「明治十三年綿糖共進会の報告によれば、明治一年より同十年間輸入諸商品の総額凡そ二四六、〇〇一、七〇〇余円にして、その内綿糸布の原価は八九、五八六、六〇〇余円なり、すなわち綿糸布の価格は諸品価総額の百分の三一を占めたり」といわれる。<sup>(12)</sup>「これをもつて当時の廟議紡績事業の誘導を緊急措くべからざるの急務となし」、「要するに政府誘導の厚き実に努めたりいふべきなり」、とされる創出・保護が展開されたのである。

そしてかかる政策を媒介として封建時代から蓄積されきたつた前期的諸資本は、はじめて自らを産業資本に転化せしめることができたのである。ちなみに上述の「十基紡」はもとより、純粹の民間企業で、しかも斯業の確立過程を主導した大阪紡績会社を中心とする大企業の資本といえども、いずれも旧領主・地主・前期的資本とりわけ、商業資本から直接的に転化したものであつて、在来綿業の内部から生成してきたものでないことは、つとに信夫清三郎氏の詳細に検出されたところである。<sup>(14)</sup>

ところで前述のように斯業が、政府の手により生産設備・製造技術、総じて斯業そのものの先進諸国からの移植

によつて創出されたものであり、在来綿業の発展の結果として生誕したものでなかつたという事情は、綿業における生産を、当然にかくて創出された比較的少数の企業に集中せしめる結果をもたらした。明治一八（一八八五）年農商務省荒川新一郎氏は「今回綿糸出品人の全数百三名中試験に属するものありて、審査に係るものは実に百名なり、しかして洋式の紡績所十七箇所中營業につけるもの十五箇所をえたり、出品申告書に就てこれを驗するに、この百名が十五―十七年に至る三カ年間平均の製造高凡そ二三六万六八二斤余にして、その販売代価六五万九七九円なり、そのうち十五箇所の洋式工場において平均製額は一七三万六七八〇斤余にして、これに対する金額凡そ四五万四五七五円なり」と述べているが、これによれば洋式工場はその数わずか十五にして七割弱の生産をしめる独占的地位を、この段階においてすでに確保していることが知られる。

すでに明治十五年、洋式紡績所の創設と恰も期を一にして結成される紡聯のその「比類なき集中の形態」を可能ならしめたものは、かくて明治政府による「上から」の、かかる洋式紡績所の創出・保護策それ自体のなかにあつたのである。

しかも紡聯の結成が前述のごとく、政府直轄の愛知紡績所長、岡田令高氏の提唱のもとになされたことは、ただに機械紡績業の創設にとどまらず、その「比類なき集中」の形成のイニシアティブもまた「上から」のものであつたことを示す点において注目に値する。

これに加えるに紡聯はその第一回の操短に際し、紡聯委員長、大阪紡績山辺丈夫の名において大阪府知事に紡聯加盟の各社がこれを履行するよう「各紡績処所轄庁において、その御所管内工場における別紙休業実行の有無を御監督なし下され、万一不心得の工場等これありたる節は当府庁を経て当任委員長に御報告相成候様……各府県庁へ

「御照会」<sup>(16)</sup>を懇願していることから明瞭であるごとく、その活動においてもまた官辺依存の状態を示すことにおいて特徴的であつた。<sup>(17)</sup>

ところで政府の創立・保護による洋式紡績所が比較的少数であり、しかも独占的地位をしめていたことは早期カルテルの形成を容易にし、また「上から」のイニシアティブや保護が紡聯の結成・活動に大きな援助を与えたといえ、これらがらにのみ「比類なき集中」の根拠を求めることは困難である。けだしそれらは紡聯結成の可能性を与えるものにすぎず、その必然性を示すものではないからである。

この点に関しワインツワイグは「日本では独占的諸組織が創り出され始めたのは、日本の最も初期に、しかも市場と結びつき、外国の競争に悩んでいた諸部門においてであつた。独占的結合の創設が恰も関税障壁の欠如を補足していた如くであつた」<sup>(18)</sup>とし、不平等条約の存置、関税自主権の欠除により保護関税政策が展開することができなかつたことをもつて「輸出入ギルドをも含めた種々な独占的結合の組織」形成の根拠を暗示していることは卓見であるといわねばならぬ。

およそ一般的に、幼弱な後進国の資本が廉価・優良な先進国からの輸入品と対抗しながら、確立に向うためには保護関税政策が本質的に重要な役割を演じるものとして要求される場所であるが、まさに関税政策の必要とするべき産業におけるその欠如こそは、当然それ以外の方策における対抗力の附加による競争力強化の課題をば、資本の間に提起せしめざるをえない。明治の十年代という早期に、紡績・製紙等の外国商品の輸入と対抗すべき課題を背負わされた部門にカルテルの発生をみている最も重要な根拠はここにみとめることができる。<sup>(19)</sup>

(C) 紡聯の基本的性格。上述のごとく保護関税政策を欠如しながら、先進国綿糸の輸入に対抗しつつ国内市場

確保し斯業の確立の課題を遂行する過程にあつた当期の紡聯は、当面する斯業の隘路のほとんどすべてについて、これが打開のため立ち上らざるをえず、その活動は時に多彩を極めた。

そこには後述のごとく単に生産制限による価格維持・独占価格の実現と外国市場へのダンピングというのが如きカルテル本来の活動の域を遙に越える、広汎・多彩な活動がみられ、それらが一面において、国内機械紡績業者全体の利益を促進する役割を果し、かかるものとしての性格を帯びたとしても、何等怪しむにたりないであろう。

紡聯の結成は前述のごとく岡田令高氏の主唱になるが、「氏は当時地方興産の論旨を奉じ、各地に設立したる紡績工場の經理者がこの利害共通たるべきことに対し、秦楚相関せざるを憾となし、相互扶済して斯業の振暢を図るがために檄を移してその会同を促したり<sup>(20)</sup>」、といわれるごとく、また翌十六年の紡聯「約束書」に公表された結成の主旨が「互に懇親を結び、相協戮して該業の隆盛を図るべきこと」にあり、これがため①製品の質的向上をはかるための粗製品濫造の防止（第二項）、②職工の雇用・解雇等についての協約（第三・四項）、③販路妨害の制止（第七項）、④発明・実験・技術の相互的報告（第八・九項）等を規定しているにすぎない事実等からも、その性格には近代的な成熟したカルテルとして、一義的に規定することができないものがあつた。

結成後の紡聯は二、三年の間ほとんどみるべき活動を行つていないといわれるが、上述の結成の主旨や「約束書」にみられるような、恰も単なる同業者の組合のごとき色彩は、紡聯の初期的段階においてとりわけ著しい。このため明治二三（一八九〇）年の操業短縮実施以前における紡聯を全く同業組合的なものと規定し、そのカルテル的性格を否定する見解が一般にみられるほどである。たとえば美濃部亮吉氏は二三年の恐慌を契機とする最初の生産制限カルテルの結成を指し、「これは実質上において我国紡績業カルテルの濫觴といわねばならぬ」としているが、

同様の見解は静田均、土屋喬雄、堀江保蔵、小林良正、揖西光速その他の各氏にもみられる。<sup>(22)</sup>しかし二三年前を同業組合的となし、その後をカルテルと規定する根拠についてはたちいつた説明が与えられているとはいえない。念のために、飯島幡司氏は明治二一（一八八八）年の大日本綿糸紡績同業聯合会の成立をもつて、<sup>(23)</sup>守屋典郎氏は同年の同聯合会の成立による対罷工規約の制定をもつて、<sup>(24)</sup>カルテル活動の開始を意味するものとされているが、その根拠・カルテル性格の分析はなされていない。

当期における紡聯のカルテル的性格を全面的に否定し、その同業組合的性格を一応の根拠を示すことによつて強調したのは大島清氏である。すなわち氏は明治二三年の紡聯がとつた操短および「損失を無視した」海外輸出をもつてカルテル政策となすのは「機械的な理論」であり、その後の綿糸輸出関税、棉花輸入関税の廃止に関する紡聯の運動も「若い日本資本主義の撓みない成長への意志」であり、本来のカルテルからは程遠い同業組合的性格によるものと明白に規定している。<sup>(25)</sup>同氏がかかる規定を下される論拠は全体の論調から推断するに、当期（二〇年代）は紡績業における産業資本の確立への過程にあり、いまだ産業資本は確立されていない。従つてその協定と活動を高度資本主義の所産である独占の形態としてのカルテルと規定することはできない。だからむしろ同業組合的性格をもつと考えるべきである、という点にあるといえよう。

しかしながら産業資本の確立以前にカルテルは存在せず、従つてそれに類似した形態の団体は同業組合的性格をもつとする論旨は、産業資本の確立過程が同時に独占形成過程としてあらわれる日本資本主義発達・日本独占資本主義形成の特殊性を抹殺するそれこそ「機械的な理論」であるといふべきである。紡聯はその初期から同業組合ではなかつた。明治二一年政府も同業組合準則による同業組合として紡聯を認めなかつた。<sup>(26)</sup>けだし同業組合は小資

本または職人の団体であり、紡聯は近代的大工業資本の団体であつたからである。

カルテル概念をめぐる論議は暫くおき、<sup>(27)</sup>一般的にカルテルは、ある産業部門内における生産・販売・購入を統制しようとする独立の企業者の団体であるから、紡聯はすでに明治十五年上述の項目を統制する独立の産業資本家の団体として成立した以上、明かにカルテルであつた。

しかし、カルテルをとくに独占の一形態としてみるかぎり、第一にアウト・サイダーに対する独占的地位が検討されねばならぬ。第二に他の独占形態との関連が明白にされねばならぬ。すなわちカルテルはトラストが「緊密な結合」と呼ばれるのに対し「緩い結合」と称せられるように、その性格上ルーズな、一時的・部分的な独占である。それはトラスト（独占資本）、コンツェルン（金融資本）の形成・確立を助長・促進し、形成・確立されたトラストの独占的支配を補完・強化することはできても、これにかわることはできない。それゆえカルテル的独占を問題にする場合には、カルテルメンバーにおける支配的資本と、その他の資本との関係が検討されねばならぬ。一般にトラスト確立後にあつてはカルテルは、メンバー中の支配資本が自己のその産業における独占的地位を補強するために、他人の資本を自己に協調せしめ、もつて間接的にこれを支配しつつ独占利潤を実現するものであり、間接的に支配される資本は、支配資本の独占利潤の実現を援助しつつ、自らはその利潤の一半の分配にあずかるにすぎぬという性格を有する。<sup>(28)</sup>

さてそれでは紡聯のカルテルとしての性格はどうであろうか。第一に紡聯はアウト・サイダーとして国内の盟外紡績資本のほかに手紡と輸入綿糸生産者を有した。とりわけ後者が最も強大なアウト・サイダーとしての地位をしめ、その地位は初期ほど強かつたのである。従つて紡聯のカルテルとしての独占的地位は初期ほど弱く、当期全体

を通じ弱体であつた。そしてこのゆえに、換言すれば輸入綿糸という強大なアウト・サイダーとの対立のために、国内の盟外資本との対立は第二義的なものとなり、恰も紡聯⇨紡績総資本の組合⇨同業組合的活動という色彩を紡聯にもたしめ、またかかる考え方を一般に生んだものと考えられる。しかしこのことが紡聯の弱体性を以て論じられるべきことであり、そのカルテル的性格を否定する論拠とならぬことはいうまでもない。第二に内部の諸資本の利害対立とその対立の性格についてみると、後述のごとく、その対立はいまだ鮮明に検出することはできない。しかしその対立、支配・従属関係の萌芽はすでに充分に看取することができる。この意味において紡聯は早期・未熟であつたといふべきである。

以下この弱体・早期・未熟なカルテルとして紡聯が斯業の確立過程を主導してゆく態様(B)と、かかるものとしての紡聯の性格の確認(C)を行いたいと考える。

註(1)・(2)・(3) 山田盛太郎「日本資本主義分析」二一三頁。

(4) 「東洋紡績七十年史」一二六頁。関桂三「日本綿業論」三三—四頁。

(5) 信夫清三郎「近代日本産業史序説」一〇—一二頁。明治二二年にはリングはすでにミュールを凌駕している。先進國の最新技術を直ちに利用しえた利点に注目される。

(6) 「東洋紡績七十年史」一二六—七頁はこの間に設立された会社名を掲げている。

(7)・(8) 大島清「日本恐慌史論」上・九四—九九頁。

(9) 信夫清三郎・前掲書一一二頁。

(10) たとえば飯島幡司「日本紡績史」一一四四頁。

(11) 狭間源三「わが国紡績独占資本の発展とその制覇」(調査時報二巻・七号)。

(12) 信夫清三郎・前掲八三頁その他。

(13) 網川太一「本邦綿糸紡績史」第三巻・三九九頁。名和統一「日本紡績業と原棉問題研究」九〇頁。

紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(越後)

紡績業におけるカルテル及びトラスットの形成（越後）

- (14) 信夫清三郎・前掲書九六―九九頁。
- (15) 絹川太一・前掲書第三卷・三八五頁。
- (16) 庄司乙吉「紡績操業短縮史」五頁。
- (17) これをアメリカにおけるコモン・ローによるプール禁止、シャーマン法によるカルテル禁止政策と対比せよ。
- (18) ワインツワイグ・永住道雄訳「日本コンツェルン発達史」六一―二頁。同様の見解として野呂栄太郎「日本資本主義発達史」岩波文庫七七頁。
- (19) 森芳三「明治前期における近代的独占の先駆形態」（東北大・経済学三七・三八号）氏は最近の一連の力作において初期紡績の性格を関税政策との対比において究明された。
- (20) 松尾音次郎「我商工業之現在及将来」八九頁。
- (21) 絹川太一・前掲書第三卷・一九三頁参照。
- (22) 美濃部亮吉「カルテル・トラスト・コンツェルン」下一六一―二三頁。  
 静田均「カルテル問題」一四四頁。  
 土屋喬雄・岡崎三郎「日本資本主義発達史概説」二八〇―一頁。  
 堀江保蔵「明治大正年間の大坂の工業」（経済史研究二九号）。  
 小林良正「日本産業の構成」一〇八―九頁。  
 揖西光速「日本資本主義発達史」一七四頁。
- (23) 飯島幡司・前掲書五一頁。
- (24) 守屋典郎「紡績生産費分析」五頁。
- (25) 大島清・前掲書
- (26) 飯島幡司・前掲書四九―五〇頁。
- (27) 詳細は静田均・前掲書九―二九頁を参照されたい。
- (28) 古賀英正「支配集中論」二四五―六頁。

## B 紡績聯合会活動の展開過程—紡績業確立過程の分析

日本における機械紡績業は、政府の直営または手厚い保護をもつて発足したとはいえ、その成長は決して順調ではなかつた。たとえば宮城紡績の菅氏は「資本もなく学術もなく、唯年々七百万円の綿糸を輸入するが心悪さに、いわゆる向う見ずの田舎愛國にて当時官の誘導あるに任せ、我身の程も測らず、猥りに大業を企てたるものにして今日に及びては殆んど進退維谷ま<sup>(1)</sup>れり……」と嗟歎し、市川紡績所の栗原氏は「市川紡績所の創業以来今日に至るまで凡そ二週年間の営業は悉皆困難と不愉快とを以て充填せられ、一日として愉快安楽なる日を迎えたる事なかりき、何を以てこれをいう、曰くその困難の事項固より多々にして枚挙に遑あらずと雖も、なかんずくその最著大なるものを挙げれば凡そ二となすことをうべし、すなわち第一機械運用上の困難、第二製品販売上の困難これなり」と訴えている。<sup>(2)</sup>

前掲栗原氏の指摘からも明かであるように初期企業は何よりもまず「機械の運転難」に悩まねばならなかつた。その主たる原因は技術の未熟・熟練職工の欠乏にあつた。紡聯はかくて初発においては、まず生産そのものを軌道にのせるための技術的条件を調整する機能を果さねばならなかつた。明治十六（一八八三）年の前述紡聯約束書が、その第六・八・九項において、技術の公開、その普及向上を規定しているのはこのためである。この機能は成熟したカルテルが、その内部の支配的資本の独占強化のための補助機関としての意義を有し、技術的利点の隠匿を常とするのに比して特徴的であることはいうまでもない。

また同規約は第三・四・五項において男女職工の雇入・雇止・その争奪の防止を規定しているが、それは労力

とりわけ熟練労力の確保が初期紡績の主要な機能であつたことを意味している。

(a) 紡績の職工争奪防止対策。上述のごとき初期企業にとつての労力確保の必要性は、明治一九(一八八六)年を劃期とする大工場制工業の勃興・發展期を迎えるに及んできますます緊迫の度を加えた。

十年代のいわゆる十基紡は主として、従来の棉花産地に土地の窮乏士族の子女その他の貧民を労力力源として設立されたのであるが、<sup>(2)</sup> 斯業の急激な發展と、その都市への集中は、そうした狭隘な賃労力の基盤をもつてしては、まかない切れず、これを乗り越え広汎な農村の窮乏層を新たに求めねばならなかつた。

しかるに当時の農村の貧民——過剩人口は、過剩人口なるがゆえに直ちに、賃労力の需要地に流出してきたものではなかつた。当時においては農家副業さえも困難な余程の極貧農でなければ一般に紡績女工になり手がなかつた、といわれる。彼等は水害・震災等の天災地変を契機として、いわば人生の難破者として、はじめて労働市場に現われたのである。<sup>(3)</sup> 資本はその機会をとらえて、甘言を弄し、時には詐偽的な手段をさえもつてこれを募集したといわれる。

しかも応募した女工がいかに酸鼻を極めた拘置的な寄宿舎に収容され、劣悪極まる労働環境のもとで、極度の低賃銀をもつて長時間労働——深夜業に従事せしめられたかは「女工哀史」や「綿糸紡績職事情」が、眼前に見るが如くに描き出しているところであるが、これにたえ難い苦痛を感じる女工が逃亡、退社の途を選んだことは当然とせねばならぬ。

かくて職工の募集難とその定着性の欠如は募集費の増大とあいまつて、勃興期における斯業の最大の隘路となつたのである。これに加えてたとえ労働者の確保が量的に実現した場合にも、当期の幼弱な斯業は熟練工を充分に養

成する負担にたえなかつた。このことは新設工場において甚だしく、熟練工の奪取は他社の操業上の長所を併せ獲得する妙策として、個別資本の最大の関心事であつたとされる。

ここにおいて個別資本は、元來何等拘束さるべき理由のない労働者の自由移動をば、凡ゆる手段をもつて禁圧した。逃亡女工には惨虐を極める懲罰をもつて臨み、他の女工と語つて逃亡した者を工女泥棒と称した<sup>(4)</sup>この呼称の中に紡績資本の自由なる労働者の雇主としてではなく、その奴隸所有者的性格をみることが出来る。それは上述の前期資本の産業資本転化としての斯業の資本性格の発映でもある。他方、かかる禁圧的手段に対応する個別資本相互の競争はまた甚しく歪められ、その争奪には屢々、私兵的な暴力団さえも介在する醜惡を極めたものとなつたのである。

紡聯はかかる状態のもとで、個別資本の恣意的な活動に制限を加え、會員相互の利益増進に努むべき旨を約するにいたり、明治二一（一八八八）年、新たに聯合規約三六箇条を定めた。<sup>(5)</sup>この規約中、職工に関する規定は八箇条の多きをせしめ、聯合会紀要も「聯合会史上にて一<sup>(5)</sup>新紀元をつくりたるものにして、その活動の姿態よりみれば、寧ろこれを以て創立といわざるべからざるなり」となし、その劃期的意義を強調しているのである。

さて紡聯の活動の結果「同盟会社中、職工の欠乏を訴うるものある場合には幹事においてその情を察し、職工の貸借、按排に任せしを以て同盟会社はひとしくその利便に浴することを得しにより、一時憂うべき形勢を示したる職工の争奪も、単に一時的現象にとどまり、事態の悪化を未然に防止することをえたり」<sup>(6)</sup>、といわれている。

もつともこのような実効は直線的なコースをたどつておさめえたものではない。紡聯には、これに加盟を肯じない鐘紡、倉敷の両会社のごとき有力なアウト・サイダーも存在し、紛議はたえなかつた。とりわけ二五年頃からの

増鍾と工場新設による職工不足はその争奪を再燃せしめたが、紡聯はその権限を強大にし、「帳簿書類の検閲」と「私裁」を規定した「職工に関する規定」二四箇条を定め、また二六年には規約を改正し、「職工に関する取扱準則」九章二二箇条<sup>(8)</sup>を定めるにいたつている。その後も職工争奪は絶えず、とりわけ二六年の「準則」によつて大阪地方に結成をみた中央綿糸紡績同盟会とアウト・サイダーたる鐘淵との確執は、三一(一八九八)年日銀総裁岩崎男の斡旋によりはじめて結着をみたほどの紛議をまきおしたが、これを最後として職工争奪は下火となり、労働力確保には一応の成功をおさめた。

上述のごとく紡聯は当期の斯業の最大の隘路たる労働力確保のための個別資本間の紛争の調整に任じたという意味において一応総資本的な立場かの利益擁護を果しているが、同時にこの活動がアウト・サイダーに対する労働力遮断として強烈なカルテル機能の発現であつたことも次項に述べる通りである。しかも注意すべきは上述から明瞭であるごとく、職工争奪の弊はいうまでもなく、その拘束的労働制度そのものの附随的産物であるが、紡聯の対策はかかる拘束的労働制度の廃止にはなく、ここに発生する紛議の調整機能を果すものとして、客観的には個別資本の拘束的労働制度そのものの維持・強化に貢献したにすぎないという点である。ここにわれわれは紡聯Ⅱカルテルの非近代的・日本的性格を見出すことができるであろう。

(b) 紡聯の罷工対策。機械紡績業の勃興による紡績労働者の形成と、他方におけるその労働条件の劣悪さに対応し労資の紛争も現われた。たとえば大阪紡績では、職工は「最初は従順なりしも三年ばかり後には、男工のいるため漸次横着となり、賃銀の事から男女百人位のもが一団となりストライキを起した<sup>(9)</sup>」のをはじめ、二一年頃にはさらに激化をみ、二七年天満紡績の大争議、二九年三重紡績の罷業その他を勃発せしめている。

ところでこれらは男工を中心とするものである。その年令構成が大正八(一九一九)年にいたるも二〇才以下で半分をしめるほどの低さをしめし、移動率も高い女工にあつては階級的自覚がおくれ、そのためその労働条件の劣悪さにもかかわらず、彼女等が労働運動の先頭にたつことは困難であつた。

しかるに紡聯は職工争奪の防止とともに、罷工対策にも、自己の主要な任務をおき、これに絶大の力を發揮したのである。

明治十六の紡聯約束書第三・四項にもすでに萌芽的にみられるが二一年の規約第七条においては、罷工をなしたる職工の姓名を同盟中に通知すべきこと、同盟者はその報告をえた後、その職工を備入れるのできないことを明記し、また第八条において、これがため職工の欠乏が生じた場合には、同盟内の紡績所から融通する旨を規定している。

そしてこの規定がいかに卓効をしめたかは、たとえば二二年の総会において、大阪紡績の山辺丈夫氏が、同社のストライキに対し「各紡績会社に感謝し、かつ第七条を讚美した」ことによつてもその一端をうかがうことができる。

その後この規定は二六年の「職工取扱準則」において、他の職工を煽動・教唆又は誘導して同盟罷工をなしたものと及びその準備をしたものさえも解雇し、未払工銀・貯金・恩給等を損害要償のため没取し、なお聯合同盟者に通知し、又は新聞紙上に広告することあるべし、とする苛酷極る罰則をもつて強化された。かくて紡聯は労働者の自由移動のみか、労働者の団結その他の権利一切を禁圧し、無制限に酷使すべき労働者の確保のための団結たるの性格を中外に闡明してきたのである。

(c) 紡聯の生産制限と輸出奨励。早期の機械紡績業経営が困難であつた主たる理由の一つは、前掲市川紡績所

紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(越後)

の栗原氏が指摘しているごとく製品販売上の困難にあつた。されば紡聯は明治十六年の約束書第七項において販路妨害の制止を規定しているのであるが、そもそも製品販売上の困難のよつてきたところは、第一に日本資本主義形成の特殊性、すなわち零細農耕の半封建的収取の確保・強化の基礎上に、資本家的生産を強力的に創出した結果、農村を極度に疲弊せしめ、その製品の販路を自ら梗塞したこと、第二に当時の未熟な生産技術のゆえに、原始的な手紡糸さえ充分には駆逐するに至らなかつたことにある。<sup>(16)</sup>

かかる販路の困難はとりわけ明治二三（一八九〇）年の恐慌期において、その恐慌の重圧が資本主義企業としてもつとも發達した斯業の上に集中されることによつて生産過剩を惹起し、問題を深刻化したのである。「製品は滞積し、糸価は暴落して業者は物の芽が霜に打たれたような苦境に陥つた」<sup>(14)</sup>。

この恐慌が「綿糸紡績業者が国内市場の限界内においては同一の生産を反覆しえないという事」<sup>(15)</sup>によつて不可避ならしめられたのであるかどうかについての議論は暫くおき、これを契機として紡聯は二三年六月十五より三カ月間の第一次操短を決議するにいたつた。すなわち当分の間各所職工の賃銀一割以上の減額を決議するとともに、一カ月に八昼夜（ただし五、〇〇〇鍾以下の工場は七昼夜、四、〇〇〇鍾以下六昼夜、三、〇〇〇鍾以下五昼夜、二、〇〇〇鍾以下四昼夜）の操短とした。<sup>(16)</sup> 実施の結果、「果然製額制限は予期のごとき効果を奏し、実行未だ半月ならざるに商況早くも回復に向い……販路も大に開通」<sup>(17)</sup>したので七月九日をもつて操短契約を解除した。

かくて操短―独占支配発動の自信をえた紡聯は二三年十一月の臨時聯合会において選任された輸出促進の取調委員案、すなわち①同業者を聯合して一カ年凡そ三万梱以内を損益に拘らず五カ年継続して輸取する。②輸出価格は正味売価より二円減を以て原価とする。③輸出売上の損益勘定は利益があれば出荷数に比例して配当する。損失が

あれば同盟誦数に割当て負担せしめる。損失は出荷しないものも負担せねばならぬ。<sup>(18)</sup> 以上を決議し中国市場での印度糸との角逐に乗り出すのである。

かかる損失を無視した奨励策によつてのみ、二三年三一梱、二四年一〇八梱の輸出をなしたところであるが注意すべきは、当期は依然として輸入糸駆逐<sup>(19)</sup>に国内市場確保の過程にあることである。日清戦争までは輸出額も後掲表のように微々たる量にすぎない。しかも国内市場がいまだ確保されていないこの期において既に、損失無視の輸出奨励がなされなければならぬこと、逆にいえばその量がたとえ僅であつたとしてもこれが国内市場確保を目指す時期における斯業発展の条件であつたところに、その国内市場の狭隘性を知ることができるのである。紡聯はその狭隘性に対応し、操短と輸出奨励をもつて斯業の発展を主導したのである。

(d) 紡聯と綿糸輸出・棉花輸入関税廃止運動、印棉積取契約締結。さて輸出のためには従価五分の綿糸輸出関税が大きな障害となる。紡聯は上述の輸出を決議した際、同時に綿糸輸出、棉花輸入関税免除の運動を決議している。「本邦製品を支那朝鮮に輸出するの要もあるも、果して他国の製品と競争し得べきや否や、現在我内国値段は左二十手七六円五六銭、これに輸出関税、運賃、諸掛を加うれば八五円七二銭となり、笠糸の上海値段八一円三七銭に比すれば本邦糸は四円三四銭の高値である。若し綿糸輸出税三元八二銭が全廢されるとせば、僅に五一銭余の高価に過ぎないから、我聯合会は大に関税免除に尽力せねばならぬ<sup>(20)</sup>」。

また輸出はもとより、国内市場確保の上からも二〇番手以上の細糸製造に転換すべき必要があつたことは、二三年当時二〇番手以下の太糸を中心とする印度糸は漸次駆逐されつつあつたが、二〇番手以上の英国糸の減少が遅々として進んでいない状態から明瞭である。

ところで印度糸を国内市場から完全に駆逐し、英国糸に立ち向うための条件たる二〇番手以上の細糸生産にとつて、内地棉花は不適當であつた。「四紡績意見書」も「元来本邦産の棉花は纖維太く且短く候に付、細糸を製造するには不適當にして、到底本邦産棉のみを以てこれを紡ぎたる綿糸は、英国糸に対しては勿論、印度糸に比しても糸質が弱く、需用家の望を充たすに足り申さず」としているところである。<sup>(21)</sup>

かくて明治十年代、内地棉作との結合の上に種々棉花の奨励法を講じ來つた紡聯は、二〇年代に入るや内地棉作を否定し、棉花輸入関税の廃止要求にたち上るのである。<sup>(22)</sup>

さらに当面二〇番手紡出によるボンベイ糸完全駆逐のためには、印度棉の輸入確保は不可欠であつたにもかかわらず、その運送には永らく英国 P O 汽船会社の独占の下に、トン当り十七ルビーという不当な運賃を課せられていたため、ここに紡聯は日本郵船と結んで、二六年十一月ボンベイ棉積取りのための初航をもつて P O 汽船会社に挑戦した。<sup>(23)</sup>二年有半の闘いの後、勝利をしめた紡聯は二七年さらにボンベイ航路に対する政府補助金及び航海奨励金を請願し、二九年これが実現をみている。

さて上述の両関税廃止要求運動にさいしては、紡聯は請願委員をして関係各省、政府要人を動かしたばかりか、東京会議所へ建議し、新聞雑誌に運動し、渋沢栄一、益田孝氏等の協力をもとめ、改進・自由両党首に助力を請い、衆議院議員に運動をかさね、法案の提出をはかつたのであつて、その政府権力の買収掌握によつてのみ、綿糸輸出関税は二七年五月、棉花輸入関税はなおおくれ、二九年四月免除されるにいたつた。とりわけ後者が大日本農會をして、「これ天日普ねく照らすの仁政といふべきか」と歎せしめたほどに、数百万農民を悲境に沈淪せしめつ<sup>(24)</sup>つ敢行されたことは注目に値する。

綿糸生産・輸入・輸出高・対比(単位捆)

	生産高	輸入高	輸出高
明治23	104,839	106,361	31
24	144,980	57,792	108
25	204,950	81,028	109
26	214,758	64,684	1,053
27	292,400	53,143	11,796
28	366,689	48,637	11,776
29	401,614	66,713	43,249
30	511,236	53,636	140,116

(註・狭間源三・前掲論文)

日本糸・印度糸・中国各港輸入高(単位捆)

	日本糸	(指数)	印度糸	(指数)
明治27	11,021	100	338,703	100
28	8,168	74	374,119	110
29	39,050	354	471,023	139
30	132,046	1,198	361,221	107

(註・飯島幡司・前掲書117頁)

以上のごとき紡聯の活動による両関税廃止、印度棉花の輸入によつてのみ、国内における印度糸の駆逐に成功し、大陸におけるそれとの競争角逐が可能ならしめられ、遂に三〇年頃には、輸出高が輸入高を凌駕するほどの興隆を確立を示したものである。次表はこのことを明瞭に物語る。

### C 紡績聯合会活動の展開過程Ⅱカ ルテル的独占成熟過程の分析

(a) 紡聯とアウト・サイダー。機械紡績業の確立過程が手紡克服と、輸入綿糸との抗争過程として進行するのに対応して、その確立の過程を主導する紡聯もアウト・サイダーとして手紡と外国資本とをもち、これに加えて機械紡績業中紡聯に加盟しない国内資本を有した。このように当期の紡聯が国内機械紡績資本のみならず、手紡と外国綿業資本とをアウト・サイダーたる地位におき抗争せねばならなかつたこと自体が、その弱体性のあらわれであるとともに、紡聯を当期の機械紡績資本総体と等置せしめ、

恰もこれを機械紡績同業者全体の利益をはかる、単なる相互扶助的機関とみなす謬見を生む一原因ともなつてゐることもすでに一言した。また紡聯と輸入綿糸との抗争過程もすでに述べた。従つてここでは紡聯のアウト・サイダーとして国内の機械紡績会社を中心に、両者の関係を考察するにとどめる。これによつて紡聯のカルテル的性格は一そう明白となると考えるからである。

上述のごとく初期の紡聯の結成及び発達を誘導した最も重要な課題は労働力確保とりわけ、職工争奪の防止にあつた。この紡聯による防止は加盟会社相互の争奪の防止とともに、アウト・サイダーに対する労働供給の遮断を目的とした一種のアウト・サイダーの撲滅策である。すなわち明治二一年の紡聯総会は、会員以外の工場から職工の斡旋や技術伝習の依頼があつても、これに応じないことを申合せ、もし応じた者があれば規約違反とみなし、相当の制裁を加えることをきめていたのである。

しかしアウト・サイダーはこれによつて撲滅されたわけではない。当時最も有力なアウト・サイダーとしては倉敷紡と鐘紡があり、前者は「わが社が開業するに先立つて、早速紡聯からは同聯合会へ加入するよう屢々勧誘して来たが、これから開業準備に取掛ろうとする矢先に、紡聯の職工争奪防止規約に縛られることは不利であるから、暫く加入を留保しておいて一意開業準備に邁進した。いいかえればその間に熟練職工の狩り集めをしたのである。そして操業態勢が整つた上で明治二三年二月紡聯へ入会した」と述べている。<sup>(25)</sup> 鐘淵紡績対同盟会の抗争は、三井銀行を背景とする前者が①職工の取締に関する規約は人の権利に立入つて、自由を侵す干渉である。会社が聯合して人の権利を侵す規定を作ることができるか疑わしい。②大阪で取締の必要があつても、地方にはない。③会社によつて事情も違ふ、それを多数を恃んで少数を盲従させる権利はない、という理由で紡聯に加盟せず、新設の兵庫工<sup>(26)</sup>

場の職工を揃えるため、大阪附近の職工を手当り次第引張つたことに端を発している。この争奪は三井対紡聯の競争に転じ、事件は財界全般に拡大したほどである。これをもつてしても、初期の紡聯は単なる機械紡績業者全体の相互扶助的な組合としての性格をもつたとはいい難いこと、明瞭であろう。

紡聯は以上のごとくアウト・サイダーに対する労働供給遮断を行つたのみならず、原料遮断も行つてゐる。その最も顕著なものは前述の紡聯と日本郵船会社との間における印棉積取に関する契約である。その内容は二つの重点をもつ。第一は印棉運送の独占である。紡聯は印棉の積取運送を日本郵船に一手に委託するのであり、日本郵船は原則として紡聯会員以外の棉花を運送しない。もし船会社にして会員以外の棉花を運送した場合は、正味運賃を紡聯に納め、紡聯にして日本郵船以外の船に積んだ時は正味運賃を船会社に納めねばならぬ。

第二は運賃割戻制度である。契約によれば、運賃には表定運賃と正味運賃があり、船会社は輸入地における荷渡の際、いつたん表定運賃で取立て、後日これより正味運賃を差引いて、差額を各船毎に聯合会に支払うのである。割戻をうけた紡聯はその中より紡聯の経費を差引き、残額を印棉消費量に依じて会員に払戻す。これによつて会員は会員外の紡績会社に比し、それだけ格安の棉花を使用しうるわけであつて、この利点は会員の脱退の防止とともにアウト・サイダーに対抗する大きな武器であつたのである。<sup>(27)</sup>

このように前述した印度系駆逐のための条件であつた印棉輸入は、同時に紡聯のアウト・サイダーたる国内機械紡績会社に対する原料遮断による闘争を意味したのである。

(b) 紡聯と内部の大資本。当期の紡聯がアウト・サイダーとしての手紡・輸入系に対抗せねばならなかつたこととともに、その内部における利害対立が三〇年代のトラスト形成期のごとく鮮明に表面化せず、紡聯を支配する

大資本と、紡績内部の大資本に支配される側の資本との支配・従属関係が明白でないことが、その未熟・早期性のあらわれであることについては一言した。

本稿後段において述べるように、三〇年代にはいると紡績内部の大資本は、鐘紡を先頭として合同にのり出し、内部の小資本を吸収・合併してトラストを形成するにいたり、紡績は大資本制覇のための機関に転化する。当期においてはこのような明瞭な形態はとつていないが、しかし内部の大資本の地位はすでに確乎たるものがあつた。

明治二三年六月紡績三〇社・鍾教合計二〇九、〇二三鍾（後に紡績に加盟した会社も含む）のうち、大阪、鐘淵、天満、三重、尾張、玉島、堂島各会社のみ、それぞれ一万鍾以上を有し、この七社で鍾教実に一四〇、八四〇鍾をしめ、うち五社で一六、二四七鍾を有し、<sup>(28)</sup>すでに明白なカルテル内部における大資本の優位を示している。

さてかかる大資本の優位は、通説がそのカルテル的性格を否定し、同業者の親睦団体にすぎぬとみなす十年代に おいてもすでにみられ、大資本による小資本の要求の拒否となつて現われている。たとえば大阪紡績会社門田氏は、小紡績資本家が政府の保護強化を要望し、政府による新大模範工場の設置、技術の伝習のための巡迴教師の派遣、織布業者と聯合の協会設立、年賦金（政府私下げの紡機）の延納、農民の救済等を提唱したのに対し、極めて冷淡な反対態度を示したのであり、このことは名和統一氏の詳細に指摘されているところである。<sup>(29)</sup>

さらに二〇年代に入るや紡績は前述のごとく輸出奨励策、棉花輸入・綿糸輸出関税撤廃運動、印棉積取契約締結等の一連の活動を展開し、それらがいずれも斯業確立の前提条件としての意義をもつたのであつたが、他面それらの活動が細糸製造メーカー―紡績内の大資本の利益と、とりわけ緊密に結びつき、その大資本の意欲を代弁する意義をもつたことも争い難い事実である。

「十六手以下の太糸原料は、内地又は支那産にて足ると

雖も、同番手以上に至りては印度棉又は米國棉を混用し、

その二十手以上に至りては西貢ないし米國に限り、三二手

以上に至りては米産の上品或は埃及産を需用す」とされ、

それゆえにこそ当面二〇番手紡出によつてボンベイ糸を駆

逐し、また輸出を増進するために、早くも明治二一年に紡

聯の棉花輸入関稅撤廢運動は開始されたのであるが、次表

にみられる如く、二三年にいたるも二〇番手を主たる製品

とするのは大阪紡績会社ほか数社である。従つて二〇年代

の初期におけるこの運動は、實質は紡聯の名を籍るこれら

数社の原綿確保対策であつたといわざるをえない。

また紡聯の恐慌を契機とする輸出奨励、綿糸輸出関稅撤

廢運動も、二三年末綿糸を見本として中国に送り、二四年

七月大阪紡績会社がその製糸左撚二〇手五梱を輸出したの

が本邦輸出の嚆矢であり、その後の輸出も同社製品を主体

とするものであつた事實を思えば、それが大阪紡績会社の

輸出対策を代弁する性格をもつていたことは明白である。

紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(越後)

明治二三年聯合各社原棉種類百分率

大	浪	天	平	堂	桑	玉	倉	東	三	尾	名	愛	廣	和	渡	藤	下	宇	鹿
一五	一〇	三〇	二〇	三〇	八	三〇	三〇	三〇	三〇	三	一〇	五〇	四〇	三〇	五〇	一〇	四〇	六六	六六
一〇	七〇	七〇	七〇	七〇	一〇	九二	七〇	九七	七〇	九七	〇〇	五〇	六〇	七〇	五〇	一〇	九〇	六〇	三四
※七四			一〇																
一一																			
主たる製糸番數	二〇	四四	四四	二〇	五五	五五	五五	二〇	三〇	六六	六六	六六	六六	二一	二一	二一	二一	二一	二一

註 名和統一・前掲書 126P による。

※74は支那棉を含む。

紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(越後)

二八

しかもこの大阪紡績会社が、「業務の伸暢を図ると共に、半製品を以つて満足せず、大阪織布会社を買収しこれを分工場とし、<sup>(31)</sup>すでに二三年綿布兼営に乗り出し、トラストの第一歩を進めていることは注目に値する。

最後に二〇年代後半における番手別の生産高比率を掲げ、棉花輸入関税廃止の客観的意義を検討するに、みられるごとく、米棉・印棉を必要とする四〇—二〇番手の産額はいまだ三〇年にいたるも四・〇%にすぎず、それらは大阪、尼崎、明治、瓦斯糸、日紡などの少数大資本によつて紡出されているにとどまるのである。ここにわれわれは斯業確立の前提条件であつたこの関税廃止が、同時にそれら少数大資本の利益を代表するものであつたこと、換言すればこの関税廃止をもたらした紡聯の活動は、同時にその内部における大資本の優位の強化を意味したことを推断しうるのである。(未完)

洋式機械取綿糸産額別表(単位千貫)

	十番手以下	二〇番手以下	四〇番手以下	四〇番手以上	その他共合計
明治二五	三・八%	九三・八%	三・三%	—	一〇〇%
二七	四・六	八七・三	七・〇	〇・一	一〇〇
三〇	六・一	八八・三	四・〇	—	一〇〇

(註 三瓶孝子・前掲書八三頁による)

註(1)・(2) 名和統一・前掲書九七—一〇〇頁。

(2)・(3) 隅谷三喜男「日本賃労働史論」一八三—六頁。

(4) 名和統一・前掲書三九四—六頁。

(5) その条項については飯島幡司・前掲書五二頁参照のこと。

- (6)・(7)・(8) 同右・六一―七一頁。
- (9) 網川太一・前掲書第二卷・四二―四三頁。
- (10) 日本資本主義発達史講座小川信一「労働者の状態及び労働者運動史」一三―一五頁。
- (11) 網川太一・前掲書第四卷・四〇―四四頁。
- (12) 同右・第五卷・三三五頁。
- (13) 名和統一・前掲書一〇〇頁。
- (14) 飯島幡司・前掲書一三二頁。
- (15) 三瓶孝子「日本綿業発達史」七一頁。なお三瓶氏の説を大島清氏は批判する。「日本恐慌史論」上九三頁参照。
- (16)・(17) 庄司乙吉・前掲書六頁。
- (18) 飯島幡司・前掲書一三三頁。
- (19) 狭間源三・前掲論文はこの初期ダンピングの実相を表出している。
- (20) 網川太一・前掲書第五卷・七―八頁。
- (21) 信夫清三郎・前掲書一三三―三四頁。
- (22) 同右・一二六頁に詳しい。
- (23) 狭間源三・前掲論文。
- (24) 名和統一・前掲書二〇一―二五頁。
- (25) 倉敷紡績「回顧六十五年」五八頁。
- (26) 飯島幡司・前掲書七三―四頁。
- (27) 静田均・前掲書九三―四頁。
- (28) 庄司乙吉・前掲書八一―一〇頁より筆者が算出。
- (29) 名和統一・前掲書一〇一―一二頁。
- (30) 信夫清三郎・前掲書一三六頁。
- (31) 三瓶孝子・前掲書七八頁。

紡績業におけるカルテル及びトラストの形成(越後)